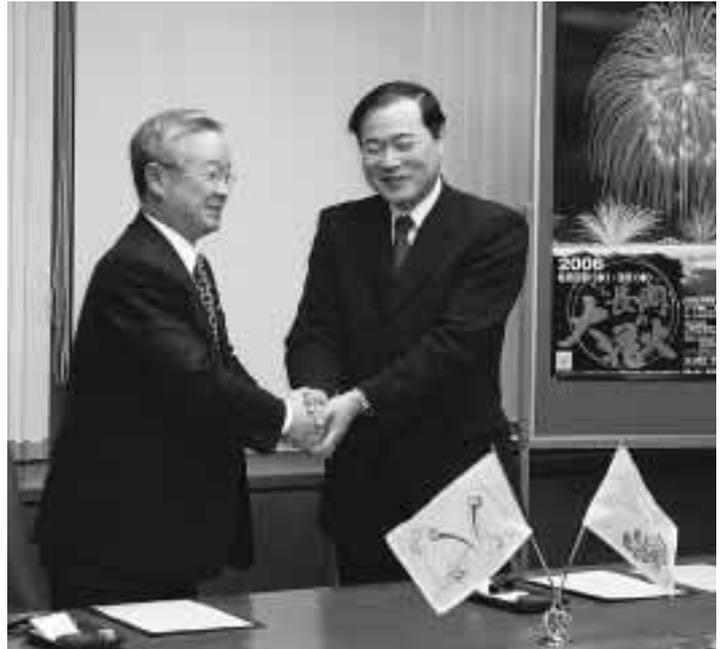


# 長岡市と協力して 佐渡観光の活性化を

長岡市と『集客プロモーションパートナー都市協定』調印



1月9日(火)に長岡市役所において、佐渡市と長岡市との間で、両市が協働でイベント等を実施し、一体となつて対外的に観光PRを行うていくことをめざした『集客プロモーションパートナー都市協定』の調印式が行われました。

これは、平成18年1月1日に長岡市と寺泊町が合併したことにより、長岡市と佐渡市が海をはさんで隣接する市となったことで、共に観光復興を進めていくと今回の協定の運びとなりました。

調印式のテーブルには、佐渡市のシ

ンボルトキ」と、長岡市の復興のシンボル「フェニックス」を表した卓上旗も飾られ、長岡市からは、森市長ほか5名、佐渡市からは、D野市長ほか5名が出席し、関係者が見守る中、両市長の署名により調印が行われました。

今後、この協定に基づき両市が協働して地域の魅力の洗い出し、観光ルートの策定を行い、首都圏を中心として積極的なプロモーション活動が行われることとなります。

首都圏でのイベントの協働開催やPR活動の推進によって、両市の観光振興が大いに期待されることです。

## 長岡お出かけ情報

おぐに雪まつり  
雪上エンデューロ大会



全国でも珍しい雪上バイクレースをメインに行なう、雪が豊富な小国地域の雪まつり。

真っ白な雪の上を疾走するバイクのパー・スピード・パフォーマンス吹きあがる雪しぶきをご覧下さい。雪上ステージイベントや広域物産販売所なども予定しています。

期 間 2月24日(土)~2月25日(日)  
会 場 おぐに運動公園特設会場  
および 交流体験施設  
お問い合わせ 長岡市小国支所 産業課  
☎0258 95 5906



## ~草原と牛のドンドンをいっまでも~

大佐渡の放牧を考えるつどい

入場無料



山の花で全国的に知られる大佐渡山脈は、古くから牛馬の放牧が盛んで、雄大なシバ草原もそれによって育まれてきました。歴史ある大佐渡の放牧と草原を将来に伝えるために、私たちに

できることは何か?ご一緒に話し合ってみませんか?

日時 3月3日(土)13:00~16:00  
会場 佐渡島開発総合センター(両津支所となり)  
講演

「ドンドンのシバ草地の復権」  
新潟大学 広田 秀憲 名誉教授(元日本草地学会会長)

「市民による草原復活の取り組み  
~島根・三瓶山からの報告~」

認定NPO法人緑と水の連絡会議  
高橋 泰子 理事長

主催 佐渡の牛1200年倶楽部  
お問い合わせ 十文字 修 ☎63-3380

# 決算報告

平成18年12月定例議会で平成17年度の決算が承認されました。一般会計においては歳入が22億4,812万1千円減(前年度比)となる厳しい財政状況のもと、効率的な予算執行に努めた結果、歳出は20億9,594万1千円減(前年度比)となり、決算の規模が前年度を下回りました。

市の財政がどのように運営され、またどのような状況にあるか市民の皆さんに知っていただくためその内容をお知らせします。

## 一般会計(行政を運営する上で基本となるものの収入や支出を処理するための会計)

歳入決算額:500億7,268万3千円

(単位:千円)

項目	17年度	
	決算額	構成比
市税	5,668,568	11.3%
地方譲与税	909,074	1.8%
利子割交付金	31,523	0.1%
配当割交付金	14,058	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	17,538	0.0%
地方消費税交付金	681,556	1.4%
ゴルフ場利用税交付金	2,006	0.0%
自動車取得税交付金	278,336	0.6%
地方特例交付金	178,072	0.3%
地方交付税	21,532,573	43.0%
交通安全対策特別交付金	13,421	0.0%
分担金及び負担金	416,101	0.8%
使用料及び手数料	1,123,662	2.3%
国庫支出金	3,188,777	6.4%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,679	0.0%
県支出金	3,464,318	6.9%
財産収入	163,841	0.3%
寄附金	2,063	0.0%
繰入金	2,262,847	4.5%
繰越金	1,330,582	2.7%
諸収入	1,477,288	3.0%
市債	7,309,800	14.6%
計	50,072,683	100.0%

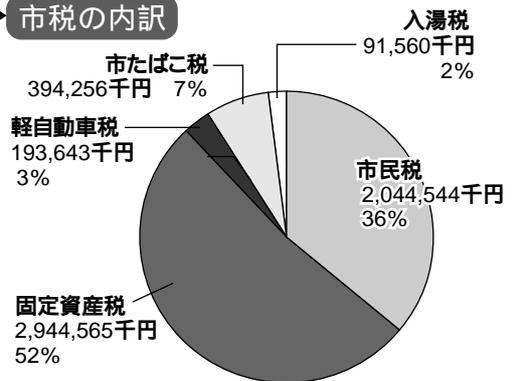
歳出決算額:488億9,428万1千円

目的別内訳

(単位:千円)

項目	17年度	
	決算額	構成比
議会費	370,301	0.8%
総務費	8,162,106	16.7%
民生費	8,984,988	18.4%
衛生費	4,802,900	9.8%
労働費	11,010	0.0%
農林水産業費	4,056,481	8.3%
商工費	1,866,298	3.8%
土木費	5,327,753	10.9%
消防費	2,280,343	4.7%
教育費	5,049,744	10.3%
災害復旧費	547,675	1.1%
公債費	7,364,682	15.1%
諸支出金	70,000	0.1%
計	48,894,281	100.0%

### 市税の内訳



市民一人あたりにこのくらいのお金が使われました(平成18年3月31日現在の人口67,917人で計算しています)

<b>議会費</b> 議会の運営等に使われたお金 5,425円	<b>総務費</b> 行政の運営や市税の賦課、徴収、広報発行等に使われたお金 120,178円	<b>民生費</b> 高齢者福祉や子育て支援の充実に使われたお金 132,294円	<b>衛生費</b> ごみ処理や保健事業に使われたお金 70,717円	<b>農林水産業費</b> 農林水産業の振興などに使われたお金 59,727円
<b>商工費</b> 商工業や観光の振興に使われたお金 27,479円	<b>土木費</b> 道路や公園の整備などに使われたお金 78,445円	<b>消防費</b> 防災や救助活動等に使われたお金 33,575円	<b>教育費</b> 学校教育の充実や生涯学習の推進等に使われたお金 74,352円	<b>公債費</b> 市の借金返済のために使われたお金 108,437円



特別会計(市が特定の事業を行う場合、その事業の歳入をその事業の歳出の財源とし、一般会計とは別に行う会計) (単位:千円)

項目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額	歳入歳出差引残額
国民健康保険	6,872,125	6,286,916	0	585,209
老人保健	9,249,700	9,292,778	0	43,078
介護保険	5,338,896	5,211,097	0	127,799
簡易水道	2,450,060	2,364,795	29,826	55,439
下水道	6,755,404	6,617,026	53,358	85,020
土地取得	11,415	11,415	0	0
宅地造成	8,923	8,519	0	404
歌代の里	461,705	448,153	0	13,552
五十里財産区	707	451	0	256
二宮財産区	1,494	1,397	0	97
新畑野財産区	5,691	5,412	0	279
松ヶ崎財産区	38	37	0	1
真野財産区	2,856	2,602	0	254

平成17年度に取組んだ主な事業と成果 (単位:千円)

項目	事業内容	
総務費	ケーブルテレビ整備事業 合併後の地域間格差是正のため、新穂地区で整備事業を実施し、また他の未整備地区の整備基本設計を行いました。	224,697
	防災対策事業 佐渡市災害ハザードマップの作成や、総合防災訓練、防災行政無線施設整備の実施など、「安心・安全なまちづくり」に取組みました。	54,251
民生費	介護予防・地域支えあい事業 高齢者の介護予防事業の実施や、要介護高齢者、家族介護者の支援事業を行いました。	194,056
	小木こどもセンター建設事業 市民の保育と幼児教育の要望に応えるために、統合保育園と幼稚園の一体化施設を建設しました。	112,712
衛生費	老人保健事業 老人保健法に基づく健康診査、機能訓練、健康教室や、がん検診等を実施しました。	162,912
	旧ごみ焼却場解体撤去事業 旧両津ごみ焼却場、旧真野ごみ焼却場の解体撤去工事を行いました。	309,404
農林水産業費	農業農村整備事業 農業生産基盤を整備するとともに、担い手育成など、優良農地の確保と安定的かつ効率的な農業経営を図りました。	284,696
商工費	「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金 中越大震災の佐渡観光への風評被害対策に取組みました。	15,957
土木費	市道整備事業 交通の安全確保や利便性向上を図るため、市道の改良、整備を行いました。	707,271
消防費	防火水槽整備事業 消防水利の充足率向上を図るため、現場打ち耐震性貯水槽の新設等を行いました。	99,648
教育費	小学校建設事業 校舎や体育館を増改築し、老朽化による危険性や教室不足の解消等に努めました。(赤泊小、深浦小、二宮小、新穂小)	1,126,543
	佐渡金銀山遺跡調査事業 国重要文化財指定を目的に、相川地区の近代鉱山関連遺産の調査等を実施しました。	57,111

市債の現在高

市債は市が大きな事業を実施する際に借り入れたお金をいいます。 (単位:千円)

区分		17年度末現在高
一般会計		61,857,049
特別会計	簡易水道	5,970,119
	下水道	23,053,963
	土地取得	36,426
	宅地造成	10,370
合計		90,927,927

市有財産の内容

庁舎、学校、地域センターなどの建物や土地など、主なものは次のとおりです。

土地	73,361,300 m <sup>2</sup>
建物	555,454 m <sup>2</sup>
山林	61,785,309 m <sup>2</sup>
有価証券	47,106 千円
各基金計	15,696,559 千円

基金とはある目的のために積立、準備しておく資金のことで、佐渡市には「両泊航路振興基金」、「トキ環境整備基金」など多くの基金があります。

公営企業会計

(独立採算を原則とする地方公営企業法の適用を受ける会計)

佐渡市水道事業会計 (単位:千円)

区分		決算額
収益的	収入	1,136,848
	支出	1,072,363
資本的	収入	564,095
	支出	929,243

佐渡市病院事業会計 (単位:千円)

区分		決算額
収益的	収入	3,010,909
	支出	3,139,763
資本的	収入	218,694
	支出	221,030



# 所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成18年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成19年2月16日(金)から平成19年3月15日(木)までです。

確定申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

また、インターネットで申告や納税ができる「e Tax(国税電子申告・納税システム)」の詳細につきましては、e Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】またはヘルプデスク(☎0570 015901)でご確認ください。

申告相談会場は、アミューズメント佐渡2階です。相川税務署と佐和田支所では申告相談は行いませんのでご注意ください。なお、簡単な内容の所得税の申告相談および住民税の申告相談は、佐渡市役所本庁および各支所(佐和田支所を除く)でも行います。

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するといふ「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなければ、誤った申告をしたりすると、本来納めるべき税額のほか、延滞税も納めなければならぬことになります。

さらに、納付すべき税額の20%、15%または10%(不正な行為があったような場合には40%または35%)の割合の加算税が課されます。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

## 確定申告をしなければ

### ならない場合

次に該当する人は、確定申告をする必要があります。

事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を持った場合などで、平成18年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を元に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき

給与所得者で、給与の収入金額が2000万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき など

## 相川税務署と佐和田支所の確定申告の相談会場は アミューズメント佐渡の2階です

開設期間 2月16日(金)~3月15日(木) 土日は開設しません。

相談受付時間 午前9時~午後4時

混雑の状況により受付時間内でも受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。  
正午から午後1時までの間は申告相談は行っていませんが、申告書の受付と申告用紙の配布などは行っています。

期間・会場および主な業務内容	2月16日(金)~3月15日(木)	
	申告相談会場	税務署
所得税の申告相談		
個人事業者の消費税の申告相談		
贈与税の申告相談		
申告用紙の配付		
申告書(作成済)の受付		
納税と納付の相談		
納税証明書発行		
電話による照会と相談		

## 申告書の記入に当たって

申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようなっていますので、自分で記入してお早めに郵送などで提出してください。



## 申告書の作成は 便利なホームページで

国税庁のホームページではパソコンで所得税や消費税の確定申告書・青色決算書・収支内訳書が作成できる。所得税の確定申告書等作成コーナー<sup>1</sup>を提供しています。

同コーナーでは、入力画面のガイダンスに従って必要項目を入力し、プリンタで印刷すると簡単に申告書が作成できます。

作成した申告書は添付書類とともにそのまま郵送などで税務署に提出することができますので是非ご利用ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

## 納税は期限内に、 便利な振替納税のご利用を

平成18年分の確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日(木)です。期限内に納付してください。なお、納付書が必要な方は、税務署、佐渡市役所(本庁および各支所)または金融機関窓口でお求めください。

また、所得税の納税方法として金融機関の預貯金口座から自動的に振替する「振替納税制度」があります。振替納税の手続きを希望する方は、「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、税務署、佐渡市役所(本庁および各支所)の住民税担当係、または金融機関窓口にご相談ください。

平成18年分所得税の口座振替日は4月20日(金)です。振替納税で納付する方は、指定された預貯金口座の残高を確認してください。

お問い合わせ

相川税務署 ☎74 3276



## 税

## 自動車の移転手続・変更手続はお済みですか？

自動車の所有者の名義が変わったときは「移転登録」の手続きを、  
引っ越して住所が変わったときは「変更登録」の手続きをするよう、法律で義務づけられています。

自動車税は、その年の4月1日現在の名義人に課税されます。

年度の途中で車の使用者が変わった場合でも、3月31日までに「移転登録」が完了されないと、翌年度も自動車税を納めなければなりません。

住所が変わったのに「変更登録」をされないと、納税通知書等が届かない場合もあります。

身体障害者等の減免において、4月1日現在、必要な条件が満たされていないと減免を受けられませんので、ご注意ください。



お問い合わせ 佐渡地域振興局 県税部 ☎74 3310

